

社会保障審議会年金部会におけるこれまでの議論の整理 (骨子案)

I. 年金改革の基本的考え方

- 基礎年金と厚生年金・共済年金からなる2階建ての仕組みとなつてからは約25年が経過。昭和36年の国民年金制度創設からは約50年が経過。少子高齢化の進展、人口減少局面への突入、低成長時代が予測される。
- 公的年金制度をめぐる課題の存在。
 - ① 国民年金及び厚生年金の加入者の変化
 - ② 年金制度が雇用・就労や人生の選択に影響
 - ③ 低年金・無年金者の存在
 - ④ 年金制度への不信・不安
 - ⑤ 長期的な持続可能性に不安
- 年金改革の方向性。
 - ① 新しい仕事への挑戦や女性の就労を妨げる年金制度であってはならず、働き方、ライフコースの選択に影響を与えない、一元的な制度
 - ② 単身高齢者、低年金者、無年金者の増大に対して、最低保障機能を有し、高齢者の防貧・救貧機能が強化された制度
 - ③ 国民から信頼され、財政的にも安定した制度
- 新しい年金制度の創設と、年金改革の目指すべき方向性に沿った当面の現行制度の改革が必要であること。

Ⅱ. 年金財政の現状

- 平成16年改正の年金財政のフレームワーク。
 - ① 上限を固定した上での保険料の引上げ
 - ② 積立金の活用
 - ③ 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ
 - ④ マクロ経済スライドによる給付水準を自動調整する仕組み

- 少なくとも5年に1度、「財政検証」を行い、長期的な財政見直しを作成。直近の財政検証は平成21年2月に公表。

- 財政検証の公表以降、長期の人口の見直しと経済前提につき、
 - ① 人口については、高位推計よりも高い水準で推移
 - ② 経済については、実績の賃金上昇率は見込みに比べて低く推移

- 直近の平成21年度の厚生年金基金の代行部分を含む収支状況は、年度末積立金は見込みよりも増加。平成22年度は見込みよりも若干下回ることが想定。現時点で年金財政が大幅に悪化しているわけではない。

- 本年10月に、本部会の下に、「年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会」を設置。

Ⅲ. 優先的に検討すべき事項について

1 税財源、予算に関連の深い事項

(1) 基礎年金国庫負担 1 / 2 の維持

- 基礎年金国庫負担の1 / 2 は、現在の年金財政フレームの大前提。平成21年度および22年度は、臨時財源により財源確保。平成23年度については、復興債の発行により財源確保。
- 今度こそ税制の抜本的な改革を成し遂げるとともに、法案の趣旨に沿って、各年度について、国庫負担 2 分の 1 の維持のために必要な額を、先送りにすることなく、年金財政に確実に繰り入れることが必要。

(2) 受給資格期間の短縮

- 現行年金制度には 40 年間の保険料納付義務があり、免除制度も存在。
- 現行の 25 年の受給資格期間には一定の意義が存在。一方、現行の年金制度の下でも無年金者が存在する。また、納めた保険料に応じて給付を受けられるようにすべきとの考え方がある。
- 受給資格期間の短縮を行うことについてどう考えるか。短縮を行う場合には、受給資格期間を 10 年とすることについてどう考えるか。
- 受給資格期間を短縮する場合、本来 40 年間の納付義務があることの周知徹底及び広報が極めて重要ではないか。国民年金保険料の納付率を上げるための施策が必要ではないか。短縮された受給資格期間で低い額の年金が出ることをどう考えるか。
- 現在の無年金者対策ということを考えれば、現在の高齢者も制度改正の対象とする必要があるのではないか。一方、現在の高齢者を対象とするとしても、65 歳にまで遡って年金を支給することには問題があるのではないか。

(3) 低所得者等への加算

- 低年金・低所得者の存在。公的年金の最低保障機能の強化が必要であること。高齢世代及び現役世代の生活保護受給者が増加していること。
- 低所得者等への加算の検討に関し、年金制度における最低保障機能の強化及び高齢者の世代内の再分配の必要性をどう考えるか。新しい年金制度における最低保障年金との関係についてどう考えるか。
- 社会保険制度の中において、保険制度のパフォーマンスを下げず、モラルハザードを防止しつつ行うことについてどう考えるか。
- 加算を行う場合は、保険料納付意欲に配慮して、具体的な制度設計を進める必要があるのではないか。低所得者の範囲をどう考えるか。
- 日本年金機構において具体的な事務執行が出来る仕組みとする必要があるのではないか。
- 低所得の老齢基礎年金受給者に加算を行うのであれば、一定所得以下の障害基礎年金受給者についても加算を行う必要があるのではないか。遺族基礎年金受給者の扱いをどうするか。

(4) 高所得者の年金額の調整

- 高齢者の世代内の公平の観点、現役世代との世代間の公平の観点をどう考えるか。新しい年金制度における最低保障年金との関係についてどう考えるか。
- 高所得者の基礎年金額を調整する場合に、社会保険方式の下で、基礎年金の国庫負担分に限り減額が許されるとの考え方についてどう考えるか。一方、財産権の保護及び信頼保護原則との関係から、基礎年金額を調整するとしても一定の配慮が必要との考え方についてどう考えるか。
- 高所得者の基礎年金額を調整する場合には、現役世代と比しても相当程度高所得と考えられる者を対象とすべきではないか。またその範囲をどう考えるか。既裁定者についても対象とするか。

- 日本年金機構において具体的な事務執行が出来る仕組みとする必要があるのではないか。
- 公的年金等控除の縮減等により高所得者である年金受給者に負担を求めべきとの意見をどう考えるか。

(5) 特例水準の解消

- 平成 23 年度現在、特例水準と本来水準の差は 2.5%。特例水準の年金財政に対する影響を極めて粗く機械的に算出すると、平成 21 年度までの 10 年間で約 5.1 兆円程度。
- 特例水準が解消されないと、マクロ経済スライドが発動しないことになり、将来の受給世代に影響を及ぼし、世代間格差を広げる要因となることをどう考えるか。
- 具体的な解消方法の在り方をどう考えるか。解消する場合でも、年金受給者に対する丁寧な説明が必要ではないか。
- 現行制度に内在している特例水準と本来水準の差が拡大してしまう仕組みを見直す必要があると考えられるがどうか。

2 子ども・子育て支援に関連の深い事項

(6) 産休期間中の保険料負担免除

- 子ども、子育て支援の観点、次世代育成支援の観点から、産休期間中の保険料免除を行うことをどう考えるか。
- 育児休業期間が保険料負担免除となっていることとの関係をどう考えるか。
- 女性の就労継続を支援する観点をどう考えるか。子育て世代の経済的負担の軽減の観点をどう考えるか。

- 被用者の間の支え合いによって行うことをどう考えるか。

3 短時間労働者に関する適用拡大

- 短時間労働者適用拡大に関する議論の状況。

4 被用者年金の一元化

- 被用者年金制度は、サラリーマンが加入する厚生年金制度と公務員や私学教職員が加入する共済年金制度に分かれており、給付内容や保険料率が異なっている。このため、共済年金制度を厚生年金制度に合わせる方向を基本として、被用者年金の一元化を行うこととしてはどうか。
- 具体的には、①共済年金の1・2階の保険料率を厚生年金の保険料率に統一する、②厚生年金と共済年金の制度的な差異（遺族年金の転給制度や在職老齢年金停止の扱いなど）を解消する、③共済年金にある公的年金としての職域部分は廃止するなど、平成19年の法案をベースに検討を進めることとしてはどうか。

IV. 継続的に検討すべき事項について

(7) 第3号被保険者制度の見直し

- 第3号被保険者制度の導入経緯。夫婦の年金水準の適正化。女性の年金権を確立するとともに、社会的なセーフティーネットとしての役割。一方、共働きの妻や独身女性から不公平感。
- 過去に第3号被保険者制度に対して提案されていた見直し案を整理するとともに、第3号被保険者制度の見直し案として、夫婦共同負担を基本とする考え方を提示。
- 夫婦共同負担を基本とする考え方については、年金制度の個人単位化に鑑み、評価する意見があった。一方、夫婦共同負担の考え方によっても、世帯としての給付と負担の関係が変わらないことから、不公平感は解消されないのではないかとの意見があった。

(8) マクロ経済スライド

- マクロ経済スライドは、現役人口の減少及び平均余命という、マクロでみた給付と負担の変動に応じて、負担の範囲内で給付水準を自動的に調整する仕組み。平成16年改正時、賃金及び物価が低下傾向にある際には発動しないこととした（名目下限の設定）ため、デフレ経済下でマクロ経済スライドは発動していない。
- 世代間格差及び年金財政の持続可能性の観点から、マクロ経済スライドの仕組みにつき見直しが必要との意見があった。一方、受給者に対する説明が必要との意見や、老後の基礎的な消費支出を支える基礎年金について、マクロ経済スライドを行うことに慎重な意見があった。また、人口構成の変動に伴って調整する仕組みであることがわかりやすくなるよう、名称変更が必要との意見があった。

(9) 在職老齢年金

- 在職老齢年金の制度については、これまで、就労を阻害しない観点と現役世代の負担に配慮する観点の両方の観点からの見直し。平成16年の改正にお

いて、一律 2 割の支給停止の仕組みを廃止。

- 在職老齢年金の制度が、現在でも高齢者の就労意欲を阻害する効果があるとの意見があった。一方、高齢者の就労抑制効果についてより慎重な分析の必要があるとの意見もあった。

(10) 標準報酬の上下限

- 高所得であった者に対する年金額が高くない観点。健康保険の標準報酬月額の上限との違い。一方、高所得である者の保険料負担割合が低いこととなり、所得再分配効果が弱まっているとの指摘。
- 近年の所得格差の増大を踏まえ、所得再分配効果を強めるべきとの意見や、標準報酬下限の引下げの検討との関係の整理が必要との意見があった。一方、企業負担に配慮が必要との意見や、平均標準報酬や上限区分該当者割合が下がっている中では慎重に検討すべきとの意見があった。

(11) 遺族年金の支給対象範囲

- 遺族年金の支給対象につき、男女差解消が必要であるとの意見があった。一方、新たな財源手当てが必要であるとの意見や、生計維持要件の見直しが必要との意見もあった。

(12) 支給開始年齢

- 平均寿命の伸長と諸外国の動向。平成 21 年の財政検証及びその後の動向を見ても、現段階では年金財政の健全性は確認されている。
- 現状において、支給開始年齢の引き上げは適当ではないとの意見があった。一方、諸外国の動向や平均寿命の伸長等に鑑みれば、中長期的には検討が必要との意見もあった。

(13) その他

- その他の改正項目についても、併せて改正が必要との意見があった。